

## 令和8年6月佐倉市議会定例会提案目次

### 議案第 1 号 令和8年度佐倉市一般会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ2億7,491万2,000円の増額補正
- ◇ 補正後予算額620億9,817万円
- ◇ 歳入
  - 国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び市債の増
- ◇ 歳出の主なもの
  - 個人番号カード等交付事業、介護保険特別会計への臨時繰出経費、こども支援施策推進事業、児童センター施設整備事業、生活保護費追加給付事業（最高裁判決対応事務費）、生活保護費等給付事業、担い手強化事業、河川関連施設改修事業、ふるさと広場拡張整備事業及び緑地整備事業の増
- ◇ 繰越明許費補正
  - 佐倉ふるさと広場駐車場整備工事の変更
- ◇ 債務負担行為補正
  - 財務会計システム改修業務委託の追加
- ◇ 地方債補正
  - デジタル活用推進事業債など2件の追加及び緑地整備事業債の変更

### 議案第 2 号 令和8年度佐倉市介護保険特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ833万8,000円の増額補正
- ◇ 補正後予算額162億8,129万2,000円
- ◇ 歳入歳出予算の内容
  - 総務費の増

### 議案第 3 号 市長等の佐倉市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 地方自治法等の改正に伴い生ずる引用条項のずれを整理するもの
- ※ 令和8年9月24日から施行

## 議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき教育委員会が設置する学校運営協議会の委員の報酬について規定するもの  
→ 同委員の報酬の額を日額 3, 0 0 0 円とする。

- ・ 学校運営協議会  
学校と地域住民や保護者等が学校運営の基本方針の承認や様々な課題の共有を図るとともに、学校運営への必要な支援等について協議する場をいい、その主な役割等は次のとおり
- ① 主な役割
  - ア 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
  - イ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
  - ウ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。
- ② 委員（教育委員会が任命）
  - ア 対象学校の所在する地域の住民
  - イ 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
  - ウ 社会教育法に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
  - エ その他当該教育委員会が必要と認める者

※ 令和 8 年 7 月 1 日施行

## 議案第 5 号 佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 地方税法の改正に伴い、市税賦課事項を変更するもの  
(主な内容)

<個人市民税関係>

- 所得割の納税義務者が、自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が 3 % 以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等（以下「同族会社大口株主が支払を受ける配当等」という。）について、引き続き総合課税の対象とした上で、配当割の対象とすることとされたことに伴い、所得割の課税標準の算定上除外すべき配当等から同族会社大口株主が支払を受ける配当等を除くものとする。

※ 公布の日から施行

- 寄附金税額控除の特例控除額について、令和31年度分以後の個人市民税における同額の計算に係る読替規定（同計算において除外される所得税等相当額を調整するためのもの）を追加
  - ※ 令和10年1月1日から施行
- 源泉徴収を要しない公的年金等の受給者であっても、扶養親族を有すること等により個人市民税の人的控除の適用の対象となる一定の者については、個人市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出を要するものとする。
  - ※ 令和9年1月1日から施行（経過措置あり）
- 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）のうちスイッチOTC医薬品の購入の対価に係る部分について、その適用期限（現行：令和9年度まで）を撤廃
- 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和25年度分（現行：令和20年度分）の個人市民税及び居住年が令和12年（現行：令和7年）であるものまで延長
  - ※ 令和9年1月1日から施行（経過措置あり）
- 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和12年度分（現行：令和9年度分）の個人市民税まで延長
  - ※ 公布の日から施行
- 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和11年度分（現行：令和8年度分）の個人市民税まで延長する一方、譲渡をした土地等が、その譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内に存する場合には、本特例措置の適用ができないこととする。
  - ※ 令和10年1月1日（適用期限の延長については公布の日）から施行
- 所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して3%の税率により申告を通じて所得割を課するものとする。
  - ※ 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から施行（経過措置あり）

<固定資産税関係>

- 家屋に係る免税点を30万円（現行：20万円）に、償却資産に係る免税点を180万円（現行：150万円）に引上げ
  - ※ 令和9年4月1日から施行（令和9年度分の固定資産税から適用）
- わがまち特例（従来法律で定めていた課税標準又は税額の特例割合を条例で決定できることとされたものをいう。以下同じ。）に係る特例割合を下表のとおり規定（いずれも参酌すべき基準のとおり）

区分	対象資産	特例割合
①	ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備	1 / 2 (注1)
②	次のいずれかに該当する特定風力発電設備 ア 港湾法に基づく洋上風力発電設備 イ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく陸上風力発電設備 ウ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく陸上風力発電設備	2 / 3 (注1)
③	特別特定建築物（注2）（既存建築物バリアフリー改修事業の国の補助を受けたもの）	1 / 3 (注3)

注1 この割合を乗じたものが課税標準とされる。

注2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要な施設（劇場、音楽堂、特別支援学校、保健所、老人ホーム、福祉ホームなどをいう。以下同じ。）

注3 この割合に相当する税額が減額される。

※ 公布の日から施行（経過措置あり）

<軽自動車税関係>

- 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない3輪以上の軽自動車の税率を軽減する特例措置（グリーン化特例）のうち税率を概ね75%軽減するものの適用期限（現行：令和8年度分の軽自動車税まで）を2年延長
  - ※ 公布の日から施行

## 議案第 6 号 佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定 について

- ◇ 地方税法の改正に伴い、都市計画税賦課事項を変更するもの
  - わがまち特例に係る特例割合を下表のとおり規定（参酌すべき基準のとおり）

対象資産	特例割合
特別特定建築物（既存建築物バリアフリー改修事業の国の補助を受けたもの）	1 / 3 (注)

注 この割合に相当する税額が減額される。

- 上記に伴い条例中に生ずる項番号のずれを整理
  - ※ 公布の日から施行（経過措置あり）

## 議案第 7 号 佐倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ いて

- ◇ 内閣府令の改正に伴い、同府令に基づいて定めている佐倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を同府令のとおり改めるもの

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児等通園支援事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>生後 6 か月から満 3 歳未満で保育所などに通っていないこどもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（いわゆる「こども誰でも通園制度」）をいう。</li> </ul> </li> </ul>
---

- 乳児等通園支援事業者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないものとする。

- ※ 令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行

## 議案第 8 号 佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 厚生労働省令の改正に伴い、同省令に基づいて定めている佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を同省令のとおり改めるもの

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>家庭的保育事業等<br/>家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。</li></ul> |
|--|

- 国家戦略特別区域に限り認められている3歳児から5歳児までのみを対象とした小規模保育事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）の全国展開を受け、同事業に関する規定（同事業を行う者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）は、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力を行う連携施設を適切に確保しなければならないこととする等）を整備
- 小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型又は保育所型事業所内保育事業所若しくは小規模型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所A型等」という。）に配置すべき保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型等に勤務する特定理学療法士等（子育てに関する知識及び経験を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等をいう。）を、1人に限り、保育士とみなすことができるものとする。
- ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、原則として、当該小規模保育事業所A型等の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないものとする。
- 小規模保育事業所A型等において保育士とみなす保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型等の保育士（特定理学療法士等が保育を行うに当たって支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならないものとする。

→ 令和6年佐倉市条例第32号による小規模保育事業及び事業所内保育事業に係る保育士又は保育従事者の配置基準の見直し（内容は下表のとおり）について、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、下表の上欄に掲げる区分にあっては令和10年3月31日までの間、同下欄に掲げる区分にあっては当分の間、見直し前の配置基準によるものとする経過措置を設ける。

区分	見直し後	見直し前
満3歳以上満4歳に 満たない児童	おおむね <u>15人</u> につき1人	おおむね <u>20人</u> につき1人
満4歳以上の児童	おおむね <u>25人</u> につき1人	おおむね <u>30人</u> につき1人

→ その他所要の規定の整備等を行う。

※ 令和8年7月1日から施行

→ 家庭的保育事業者等は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないものとする。

※ 令和8年12月25日から施行

## 議案第 9 号 佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 内閣府令の改正に伴い、同府令に基づいて定めている佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を同府令のとおり改めるもの

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定教育・保育施設 施設型給付費の支給対象となる認定こども園、幼稚園及び保育所をいう。</li> <li>・ 特定地域型保育事業 地域型保育給付費の支給対象となる地域型保育（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいう。）を行う事業をいう。</li> </ul>
--

→ 国家戦略特別区域に限り認められている満3歳以上限定小規模保育事業の全国展開を受け、同事業に関する規定（次に掲げるもの等）の整備等を行う。

- ① 同事業以外の小規模保育事業を「満3歳未満等小規模保育事業」とする他、下表の用語欄に掲げる用語の定義を定める。

用語	定義（概要）	
	対象	保育の必要性
教育認定子ども	小学校就学前子ども （満3歳以上）	なし
満3歳以上 保育認定子ども	小学校就学前子ども （満3歳以上）	あり
保育認定子ども	小学校就学前子ども	あり

- ② 満3歳以上限定小規模保育事業者である特定地域型保育事業者は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、利用定員を定めるものとする。
- ③ 満3歳以上限定小規模保育事業者である特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る子どもの数及び現に利用する子どもの総数が利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要性の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

- ④ 満3歳以上限定小規模保育事業者である特定地域型保育事業者は、連携施設の確保に当たって、卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の確保に係る連携協力を求めることを要しないものとする。
- ⑤ 満3歳以上限定小規模保育事業者である特定地域型保育事業者が教育認定子どもに対し地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならないものとする。また、この場合には、当該地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。

※ 令和8年7月1日から施行

### 議案第10号 佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 地方自治法の改正に伴い生ずる引用条項のずれを整理するもの

※ 令和8年9月24日から施行

### 議案第11号 契約の締結について

◇ 議決を経て締結した佐倉市立小中学校・幼稚園空調設備整備事業について、佐倉市立佐倉幼稚園の廃止に伴い、同事業により同園に整備された空調設備を佐倉市立佐倉中学校及び同井野中学校に移設するため、契約額を1,144万円増額する変更契約を締結するもの

→ 変更後契約額 24億4,197万2,594円

→ 仮契約日 令和8年5月27日

- ・ 契約の相手方  
PFI佐倉学校空調整備センター株式会社
- ・ 議決と契約の経緯
  - ① 平成31年2月25日の議決に基づく契約締結  
契約額：24億2,507万5,083円
  - ② 令和元年9月25日の議決に基づく増額変更（消費税率改定）  
契約額：24億3,591万8,592円  
(1,084万3,509円増)
  - ③ 令和元年12月16日の議決に基づく減額変更（割賦手数料に係る基準金利の確定）  
契約額：24億3,053万2,594円  
(538万5,998円減)

## 議案第 12号 指定管理者の指定について

- ◇ 佐倉ふるさと広場の指定管理者として、令和11年4月1日から令和19年3月31日までの間、佐倉ふるさと広場運営共同事業体を指定するもの

- ・ 佐倉ふるさと広場運営共同事業体  
(代表団体)  
株式会社やます (市原市国分寺台七丁目16番地2)
- (構成団体)  
株式会社CMS (千葉市若葉区西都賀三丁目3番17号)  
株式会社プロエイム (千葉市中央区本千葉町1番1号)  
千葉造園土木株式会社 (千葉市稲毛区黒砂台二丁目12番7号)

## 議案第 13号 佐倉市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

- ◇ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき、本市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するもの

- ・ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 (平成13年法律第120号) (抜粋)  
(郵便局における事務の取扱い)  
第2条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第1項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。  
一～十一 (略)  
(郵便局の指定等)  
第3条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。  
一～四 (略)  
2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、日本郵便株式会社に協議しなければならない。  
3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第一項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該

地方公共団体の議会の議決を経なければならない。  
4 及び 5 (略)

- 次の郵便局を指定
  - ① 佐倉江原郵便局
  - ② 佐倉山王郵便局
  - ③ 佐倉志津郵便局
  - ④ 佐倉中志津郵便局
- 取り扱う事務を次に関する事務とする。
  - ① 個人番号カード用署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書（以下「電子証明書」という。）の発行の申請の受付、利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カードの引渡し
  - ② 電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者確認のための書類の受付
  - ③ カード記録事項の変更の届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの受付及び返還に係る個人番号カードの引渡し
- 指定の期間は、令和9年1月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、本市及び日本郵便株式会社のいずれもが書面により事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とするものとする。

#### **議案第14号 農業委員会委員の任命について**

- ◇ 石田 和久（いしだ・かずひさ）氏の任期満了（令和8年7月19日付け）に伴い、同氏を農業委員会委員として再度任命することについて議会の同意を求めるもの
- 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

#### **議案第15号 農業委員会委員の任命について**

- ◇ 鈴木 孝徳（すずき・あつのり）氏の任期満了（令和8年7月19日付け）に伴い、岩井 克己（いわい・かつみ）氏を農業委員会委員として任命することについて、議会の同意を求めるもの
- 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

#### **議案第16号 農業委員会委員の任命について**

- ◇ 牛玖 良一（うしく・りょういち）氏の任期満了（令和8年7月19日付け）に伴い、同氏を農業委員会委員として再度任命することに

ついて、議会の同意を求めるもの

→ 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

#### **議案第17号 農業委員会委員の任命について**

◇ 梅澤 孝雄（うめざわ・たかお）氏の任期満了（令和8年7月19日付け）に伴い、同氏を農業委員会委員として再度任命することについて、議会の同意を求めるもの

→ 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

#### **議案第18号 農業委員会委員の任命について**

◇ 江川 昌子（えがわ・まさこ）氏の任期満了（令和8年7月19日付け）に伴い、同氏を農業委員会委員として再度任命することについて、議会の同意を求めるもの

→ 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

#### **議案第19号 農業委員会委員の任命について**

◇ 太田原 修（おおたわら・おさむ）氏の任期満了（令和8年7月19日付け）に伴い、同氏を農業委員会委員として再度任命することについて、議会の同意を求めるもの

→ 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

#### **議案第20号 農業委員会委員の任命について**

◇ 山崎 宏（やまざき・ひろし）氏の任期満了（令和8年7月19日付け）に伴い、兼坂 誠（かねさか・まこと）氏を農業委員会委員として任命することについて、議会の同意を求めるもの

→ 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

#### **議案第21号 農業委員会委員の任命について**

◇ 足立 正道（あだち・まさみち）氏の任期満了（令和8年7月19日付け）に伴い、川邊 真弓（かわなべ・まゆみ）氏を農業委員会委員として任命することについて議会の同意を求めるもの

→ 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

#### **議案第22号 農業委員会委員の任命について**

◇ 三門 増雄（みかど・ますお）氏の任期満了（令和8年7月19日付け）に伴い、高橋 光一（たかはし・こういち）氏を農業委員会委員として任命することについて、議会の同意を求めるもの

→ 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

### **議案第23号 農業委員会委員の任命について**

◇ 兼坂 仁（かねさか・ひとし）氏の任期満了（令和8年7月19日付け）に伴い、立田 和男（たつた・かずお）氏を農業委員会委員として任命することについて、議会の同意を求めるもの

→ 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

### **議案第24号 農業委員会委員の任命について**

◇ 立田 正人（たつた・まさと）氏の任期満了（令和8年7月19日付け）に伴い、同氏を農業委員会委員として再度任命することについて、議会の同意を求めるもの

→ 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

### **議案第25号 農業委員会委員の任命について**

◇ 林 重孝（はやし・しげのり）氏の任期満了（令和8年7月19日付け）に伴い、中村 充男（なかむら・みつお）氏を農業委員会委員として任命することについて、議会の同意を求めるもの

→ 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

### **議案第26号 農業委員会委員の任命について**

◇ 石渡 文久（いしわた・ふみひさ）氏の任期満了（令和8年7月19日付け）に伴い、藤方 安男（ふじかた・やすお）氏を農業委員会委員として任命することについて、議会の同意を求めるもの

→ 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

### **議案第27号 農業委員会委員の任命について**

◇ 藤崎 光弘（ふじさき みつひろ）氏の任期満了（令和8年7月19日付け）に伴い、同氏を農業委員会委員として再度任命することについて、議会の同意を求めるもの

→ 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

### **議案第28号 農業委員会委員の任命について**

◇ 眞野 文雄（まの・ふみお）氏の任期満了（令和8年7月19日付け）に伴い、同氏を農業委員会委員として再度任命することについて、議会の同意を求めるもの

→ 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

## 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

- ◇ 吉野 宣子（よしの・のぶこ）氏の任期満了（令和8年9月30日付け）に伴い、同氏を人権擁護委員候補者として再度推薦することについて、議会の意見を求めるもの
- 任期 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで